

社会福祉法人よい子の広場福祉会 役員等報酬規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人よい子の広場福祉会（以下「法人」という。）定款第9条、第23条及び評議員選任・解任委員会運営細則第6条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(役員等報酬)

第 2 条 この法人の役員等は、無報酬とする。

(費 用)

第 3 条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うこととする。

2 交通費は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことが出来る。

(公 表)

第 4 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年8月15日より施行する。